

# デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）

漢数字をアラビア数字に変換 by 加賀山 茂

## 目次

第1章 総則（第1条）
第2章 デジタル庁の設置並びに任務及び所掌事務（第2条—第4条）
第3章 組織
第1節 通則（第5条）
第2節 デジタル庁の長及びデジタル庁に置かれる特別な職（第6条—第12条）
第3節 デジタル庁に置かれる職（第13条）
第4節 デジタル社会推進会議（第14条・第15条）
第5節 雑則（第16条）
第4章 雑則（第17条・第18条）
附則

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

この法律は、デジタル庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

## 第2章 デジタル庁の設置並びに任務及び所掌事務

### 第2条（設置）

内閣に、デジタル庁を置く。

### 第3条（任務）

デジタル庁は、次に掲げることを任務とする。

一 デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2章に定めるデジタル社会（同法第2条に規定するデジタル社会をいう。以下同じ。）の形成についての基本理念（次号において「基本理念」という。）にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること。

二 基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な

遂行を図ること。

#### **第4条（所掌事務）**

①デジタル庁は、前条第1号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。

一 デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 関係行政機関が講ずるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進に関すること（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）。

三 前2号に掲げるもののほか、デジタル社会の形成のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

②デジタル庁は、前条第2号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 デジタル社会の形成に関する重点計画（デジタル社会形成基本法第37条第1項に規定する重点計画をいう。）の作成及び推進に関すること。

二 官民データ活用推進基本計画（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第1項に規定する官民データ活用推進基本計画をいう。）の作成及び推進に関すること。

三 行政手続における特定の個人又は法人その他の団体を識別するための番号、記号その他の符号の利用に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号、同条第7項に規定する個人番号カード及び同条第15項に規定する法人番号の利用並びに同法第21条第1項の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

五 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）の規定による特定公的給付の指定に関すること。

六 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

七 情報通信技術を用いた本人確認に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

八 情報通信技術を用いた本人確認の信頼性の確保及び利用の促進を図る観点からの、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項、第3項及び第8項の規定によ

る証明に関すること。

九 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名に関すること（法務省の所掌に属するものを除く。）。

十 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 17 条第 4 項に規定する署名検証者及び同法第 36 条第 2 項に規定する利用者証明検証者に関すること（総務省の所掌に属するものを除く。）。

十一 電子委任状の普及の促進に関する法律（平成 29 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に規定する電子委任状に関すること（総務省の所掌に属するものを除く。）。

十二 複数の国の行政機関，地方公共団体その他の公共機関及び民間事業者が利用する官民データ（官民データ活用推進基本法第 2 条第 1 項に規定する官民データをいう。）に係るデータの標準化（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 4 条第 2 項第 5 号イに規定するデータの標準化をいう。）に係る総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十三 外部連携機能（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 4 条第 2 項第 5 号ロに規定する外部連携機能をいう。）に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十四 公的基礎情報データベース（デジタル社会形成基本法第 31 条に規定する公的基礎情報データベースをいう。）の整備及び利用に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十五 国の行政機関，地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システムの整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進に関すること。

十六 情報システム整備計画（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 4 条第 1 項に規定する情報システム整備計画をいう。第 18 号イ及びハにおいて同じ。）の作成及び推進に関すること。

十七 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。

十八 国の行政機関が行う情報システム（国の安全等に関するものその他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の整備及び管理に関する事業を，次に定めるところにより，実施すること。

イ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な予算を，第 15 号の方針及び情報システム整備計画に基づき，一括して要求し，確保すること。

ロ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業の実施に関する計画を定めること。

ハ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業について，第 15 号の方針及び情報システム整備計画に基づき当該事業の全部若しくは一部を自ら執行し，又は関係行政機関に，予算を配分するとともに，同号の方針及び情報システム整備計画並び

に口の計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業の全部若しくは一部を当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。

十九 国の行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。

二十 デジタル社会の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

二十一 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十二 前各号に掲げるもののほか、専らデジタル社会の形成を目的とする事務及び事業に関すること。

二十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきデジタル庁に属させられた事務

## 第3章 組織

### 第1節 通則

#### 第5条（組織の構成）

①デジタル庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、デジタル社会の形成に関する内閣の課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

②デジタル庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第1条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

### 第2節 デジタル庁の長及びデジタル庁に置かれる特別な職

#### 第6条（デジタル庁の長）

①デジタル庁の長は、内閣総理大臣とする。

②内閣総理大臣は、デジタル庁に係る事項についての内閣法（昭和22年法律第5号）にいう主任の大臣とし、第4条第2項に規定する事務を分担管理する。

#### 第7条（内閣総理大臣の権限）

①内閣総理大臣は、デジタル庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。

②内閣総理大臣は、デジタル庁に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

③内閣総理大臣は、デジタル庁に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行

するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、デジタル庁の命令としてデジタル庁令を発することができる。

④デジタル庁令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

⑤内閣総理大臣は、デジタル庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

⑥内閣総理大臣は、デジタル庁の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

⑦内閣総理大臣は、第3条第2号の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

## **第8条（デジタル大臣）**

①デジタル庁に、デジタル大臣を置く。

②デジタル大臣は、国务大臣をもって充てる。

③デジタル大臣は、内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。

④デジタル大臣は、第4条第1項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

⑤デジタル大臣は、第4条第1項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。この場合において、関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。

⑥デジタル大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

⑦デジタル大臣は、第5項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第6条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

## **第9条（副大臣）**

①デジタル庁に、副大臣一人を置く。

②デジタル庁に、前項の副大臣のほか、他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

③副大臣は、デジタル大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する。

④各副大臣の行う前項の職務の範囲については、デジタル大臣の定めるところによる。

⑤副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

⑥副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣が全てその地

位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

### **第 10 条（大臣政務官）**

- ①デジタル庁に、大臣政務官一人を置く。
- ②デジタル庁に、前項の大臣政務官のほか、他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。
- ③大臣政務官は、デジタル大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。
- ④各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、デジタル大臣の定めるところによる。
- ⑤大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
- ⑥前条第 6 項の規定は、大臣政務官について準用する。

### **第 11 条（デジタル監）**

- ①デジタル庁に、デジタル監一人を置く。
- ②デジタル監は、次に掲げる職務を行う。
  - 一 デジタル庁の所掌事務に関する重要事項に関し、デジタル大臣に進言し、及びデジタル大臣の命を受けて、デジタル大臣に意見を具申すること。
  - 二 デジタル大臣を助け、庁務を整理し、デジタル庁の各部局及び機関の事務を監督すること。
- ③デジタル監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
- ④国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 96 条第 1 項、第 98 条第 1 項、第 99 条並びに第 100 条第 1 項及び第 2 項の規定は、デジタル監の服務について準用する。
- ⑤デジタル監は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

### **第 12 条（デジタル審議官）**

- ①デジタル庁に、デジタル審議官一人を置く。
- ②デジタル審議官は、命を受け、デジタル庁の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

## **第 3 節 デジタル庁に置かれる職**

### **第 13 条〔デジタル庁に置かれる職〕**

- ①デジタル庁には、その所掌事務の能率的な遂行のためその一部を所掌する職を置く。
- ②デジタル庁には、前項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職を置くことができる。
- ③前 2 項の職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

## 第4節 デジタル社会推進会議

### 第14条（設置及び所掌事務）

- ①デジタル庁に、デジタル社会推進会議（以下この節において「会議」という。）を置く。
- ②会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 デジタル社会の形成のための施策の実施を推進すること。
  - 二 デジタル社会の形成のための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

### 第15条（組織）

- ①会議は、議長、副議長及び議員をもって組織する。
- ②議長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- ③副議長は、内閣官房長官及びデジタル大臣をもって充てる。
- ④議員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 議長及び副議長以外の全ての国務大臣
  - 二 内閣官房副長官、デジタル副大臣若しくは関係府省の副大臣、デジタル大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- ⑤会議に、幹事を置く。
- ⑥幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- ⑦幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
- ⑧前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第5節 雑則

### 第16条（政令への委任）

前各節に定めるもののほか、デジタル庁の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第4章 雑則

### 第17条（職員）

- ①デジタル庁に、デジタル事務官、デジタル技官その他所要の職員を置く。
- ②デジタル事務官は、命を受け、事務をつかさどる。
- ③デジタル技官は、命を受け、技術をつかさどる。

## **第 18 条（国会への報告等）**

①政府は、第 13 条第 3 項の規定により政令で設置される同条第 1 項の職につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

②政府は、少なくとも毎年 1 回デジタル庁の組織の一覧表を官報で公示するものとする。

## **附 則 抄**

### **第 1 条（施行期日）**

この法律は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。ただし、附則第 60 条の規定は、公布の日から施行する。

### **第 59 条（罰則の適用に関する経過措置）**

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### **第 60 条（政令への委任）**

附則第 15 条、第 16 条、第 51 条及び前 3 条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

### **第 61 条（検討）**

政府は、この法律の施行後 10 年を経過した場合において、この法律の施行の状況及びデジタル社会の形成の状況を勘案し、デジタル庁の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## **附 則 （令和 3 年 5 月 19 日法律第 38 号） 抄**

### **第 1 条（施行期日）**

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第 13 条及び第 14 条の規定 令和 3 年 9 月 1 日

二 第 2 章（第 8 条を除く。）並びに附則第 7 条（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）別表第 1 の 13 の項の次に次のように加える改正規定を除く。）、第 9 条及び第 15 条の規定 公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日

## **附 則 （令和 3 年 5 月 19 日法律第 39 号） 抄**

### **第 1 条（施行期日）**

この法律は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から



施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第 11 条及び第 12 条の規定 令和 3 年 9 月 1 日